

2020年の幕開けに言語聴覚士として思うこと ～失語症者向け意思疎通支援事業の実現に向けて～

一般社団法人 鹿児島県言語聴覚士会 会長 原口 友子

5月1日に幕を開けた令和元年が暮れ、早くも令和2年が明けようとしている。私はこの原稿を第43回日本高次脳機能障害学会開催中の小雪がちらつく仙台で書いている。この学会の前身は「日本失語症学会」である。「言語聴覚士」の知名度はまだまだ低いが、「失語症」も一般市民の皆さんにはさらに馴染みの薄い言葉なのではないだろうか。私たち言語聴覚士の対象領域は失語症、構音障害、音声障害、聴覚障害によるコミュニケーション障害、高次脳機能障害、認知症、嚥下障害、小児の発達障害・言語発達遅滞等だが、の中でも、言語聴覚士がその専門性を大いに発揮できるコミュニケーション障害の一つが「失語症」であると個人的には考えている。ここで「失語症」について少し説明すると、大脳(たいていの人は左脳)には、言葉を受け持っている「言語領域」という部分がある。失語症は、脳梗塞や脳出血など脳卒中や、外傷などによって、この「言語領域」が傷ついたため、言葉がうまく使えなくなる状態をいう。つまり、失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなる障害である。あたかも、全く言葉がわからない外国で話されることも理解できない、伝えたいことを言葉にできない状態であると例えられることも多い。失語症の原因の90%は脳卒中であり、現在、脳卒中者の人数は250万人と言われその内、失語症は毎年6万人発症しており、そのうち、後遺症として失語症が残存するのは年間3万人と言われている。これまで、失語症の方の生活のしづらさや社会参加制約に対する公的な支援はこれまで、障害福祉サービスによる補装具・日常生活用

具といった支援機器の給付により対応されてきた。しかし、失語症は身障手帳においても言語機能の全廃で4級、重度障害で3級と障害福祉サービスの受給もままならない現状があり、「意思疎通が困難なことのみ」についてニーズがあるとしか認識されていなかった。このような状況に対し、2017年によく、障害者総合支援法に基づく「失語症者向け意思疎通支援事業」が開始された。このような法に基づく失語症者支援はこれまで十分な支援を受けてこられなかった当事者・ご家族の悲願であった。この事業は、地域生活支援事業の都道府県の必須事業として行われるものである。都道府県が行ってきた、意思疎通支援といえば、聴覚障がい者向けの手話通訳者、要約筆記者や視覚障がい者向けの点訳・朗読奉仕員派遣が主であった。2017年度に厚労省が指導者養成研修を日本言語聴覚士協会の協力のもと開始し、2018年度からは、地域生活支援事業における都道府県の必須事業として、指導者養成研修を受講した言語聴覚士が中心となり、失語症者向け意思疎通支援を行う人材の養成を開始する予定である。現在、この事業に鹿児島県言語聴覚士会として、県行政と連携を図り2020年からの養成事業開始に向け準備中である。とはいえ、「失語症者向け意思疎通支援者」として活動したいという一般県民がどれ程おられるか、この事業の県民への周知と共に「失語症」の知名度を上げる活動も必須であると感じている。そして、この事業は、「支援者」の養成は「県」、派遣事業は「市町村」であり、市町村での「派遣のシステム」については国から枠組みや方法について何ら提示がない状態であり、先行して

この事業を実施している東京都ですら派遣事業に手つかずの状態である。

この事業は緒に就いたばかりであり、多くの壁を越えていかなければならないが、まずはこの鹿児島市医報の読者の皆さまに知っていただきたく投稿させていただきました。今年一年が読者の皆さまと皆様に支えられる方々にとって幸多き一年となりますように。